

< 本 体 資 料 >

# 1 障害者自立支援法等に係る利用者負担の軽減について

## (1) 平成22年4月の利用者負担の軽減について

障害者福祉制度に関しては、障害者自立支援法を廃止し、利用者の応能負担を基本とする新たな総合的な制度をつくることとしているが、応能負担への第一歩として、平成22年度予算案において、低所得（市町村民税非課税）の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とすることとした。

具体的には、平成22年4月から、所得階層の低所得1・2に該当する障害者及び障害児の保護者に係る、次に掲げる利用者負担を無料とする。

- ① 障害福祉サービス（療養介護医療を除く。）に係る利用者負担
- ② 障害児施設支援（障害児施設医療を除く。）に係る利用者負担
- ③ 補装具に係る利用者負担

また、利用者負担の軽減に関しては、以下の事項に留意されたい。

- ① 今回の利用者負担の軽減においては、特別対策（平成19年4月）又は緊急措置（平成20年7月）において軽減の対象ではなかった、入所施設やグループホーム、ケアホーム等を利用している20歳以上の障害者や、補装具費の支給を受ける障害者等も対象とする。

- ② 補足給付（特定障害者特別給付費、特定入所障害児食費等給付費等）については、引き続き、従前と同じ方法により算出して行うこととする。

※ 今回の措置により、障害福祉サービスに係る利用者負担が無料となるが、その分の額を補足給付から減らすことなどは行わない。

- ③ 療養介護医療又は障害児施設医療に係る利用者負担については、今回の軽減の対象外であることから、従前と同じ方法により算出して行うこととする。

※ 療養介護又は障害児施設支援に係る利用者負担は、「福祉部分」、「医療費部分」及び「食事療養」で構成されるが、今回の措置は、このうち「福祉部分」の負担を無料とするものであり、「医療費部分」及び「食事療養」に係る利用者負担は従前と変わらない。

## (2) 関係政省令・告示の改正について

この利用者負担の軽減を行うため、障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令を改正し、当該政令の本則において、低所得の障害者等の指定障害福祉サービス等及び補装具費に係る負担上限月額を零とするとともに、所要の改正を行う。

なお、今回の利用者負担の軽減に係る政省令・告示の改正については、現在、パブリックコメントを実施中（3月7日まで）であり、3月下旬に公布し、4月1日に施行することを予定している。

### **(3) 住宅借入金等特別税額控除等を受けている場合の「所得割」の取扱いについて**

利用者負担における所得階層を決定する際の市町村民税所得割の額については、現在、地方税法附則第5条の4に規定する住宅借入金等特別税額控除（以下「住宅ローン特別控除」という。）及び同法第314条の7に規定する寄附金税額控除（いわゆる「ふるさと納税」）の適用を受けている場合、これらの税額控除前の所得割の額で判定することとしている。

このうち、住宅ローン特別控除は、平成11年から平成18年までに入居した者を対象とするものであるが、今回新たに地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）が成立し、平成21年から平成25年までに入居した者を対象とする新たな住宅借入金等特別税額控除（以下「新住宅ローン特別控除」という。）が創設されることとなり、この新住宅ローン特別控除は、平成22年度分以降の個人住民税について適用されることとなっている。そこで、利用者負担における所得階層を決定する際の市町村民税所得割の額については、住宅ローン特別控除等と同様に、この新住宅ローン特別控除の適用を受ける場合、この税額控除前の所得割の額で判定することとするので、必要な対応をよろしく願います。

### **(4) 今回の利用者負担の軽減に係る事務取扱い等について**

今回の利用者負担の軽減に係る事務取扱いについては、すでに1月22日付けで「障害福祉サービス・障害児施設支援の利用者負担認定の手引き」の改訂案を、2月23日の事務連絡によりQ&Aをお示ししているところである。また、本日の会議資料として、1月22日にお示しした手引きの修正版をお渡ししているので、遺漏なく事務処理を進めていただくようお願いする。（関連資料1（39頁））

## **2 新体系サービスへの移行等について**

### **(1) 新体系サービスへの移行について**

障害のある方が地域で安心して暮らすためには、施設中心のこれまでのサービスの在り方から、地域生活中心の新たなサービスへと変えていく必要がある。また、地域生活への移行を進めていくためには、24時間を同じ施設の中で過ごすのではなく、日中の活動の支援と居住の支援を自分で組み合わせ利用できるよう「昼夜分離」を進め、障害のある方が自分の希望等に応じて、複数のサービスを組み合わせ利用することが望ましい。

現行の障害者自立支援法においても、これまでの施設中心のサービス体系（旧体系サービス）から、利用者が選択できる昼夜分離のサービス体系（新体系サービス）へと再編したところであり、国としては、事業者の新体系サービスへの移行を支援するため、

- ① 新体系サービスに移行した際に、収入の増を図ることができるよう、

手厚いサービスの提供に応じた報酬額や各種加算を設定すること

※ 事業の収支差率をみると、新体系サービス事業者の方が旧体系サービス事業者よりプラスの位置に多く分布（平成20年経営実態調査）（関連資料2（82頁））

- ② 新体系サービスへの移行後、想定より利用者数が確保出来なかったこと等により収入が減少した場合に、移行前の報酬水準との差額を助成すること
- ③ 新体系サービスで必要となる改修・増築工事費や生産設備費等を助成すること

等の措置を講じているところである。（関連資料3（83頁））

この結果、平成21年10月1日現在、旧体系サービス事業者の新体系サービス事業者への移行の割合（移行率）は全国平均で45.4%となっており（関連資料4（84頁））、全体としては、新体系サービスへの着実な移行が進んでいる。

（参考）障害種別の新体系サービス移行率（平成21年10月1日現在）

・ 身体障害分野	50.6%	} 平均45.4%
・ 知的障害分野	42.6%	
・ 精神障害分野	50.9%	

ただし、移行率をサービス種別毎にみると、身体・知的・精神の小規模通所授産施設の新体系移行がそれぞれ70%を超えている一方で、知的障害者通勤寮（移行率22.2%）や精神障害者生活訓練施設（移行率22.5%）、精神障害者福祉ホームB型などは低調となっている。

このため、平成21年4月の報酬改定において、知的障害者通勤寮及び精神障害者生活訓練施設の移行先として想定している宿泊型自立訓練について、日常生活の支援や地域移行の情報提供等を強化した場合を評価する各種加算を創設するとともに、標準利用期間の1年から2年への延長、さらには宿泊型自立訓練と同一敷地内での日中活動サービスの利用を可能とするなどの改善を図ったところである。また、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業（以下「基金事業」という。）においても、精神障害者生活訓練施設や精神障害者福祉ホームB型が、新体系への移行準備のために必要な職員の確保や既に移行している事業所への視察等を行った場合の助成を行う「精神障害者生活訓練施設等移行促進事業」（平成22年度まで）を創設したところである。各都道府県におかれては、適宜、平成21年4月の報酬改定における改善の周知や、「精神障害者生活訓練施設等移行促進事業」の活用等を行いつつ、知的障害者通勤寮等が速やかに新体系サービスに移行するよう、適切な指導等をお願いする。

現在、内閣府に設置されている「障がい者制度改革推進会議」において、障害者自立支援法に代わる新たな総合的な福祉法制の議論がなされており、障害福祉サービスの在り方についても論点の一つとされているところであるが、新体系サービスへの移行支援については、平成22年2月15日の衆議

院予算委員会における厚生労働大臣の「移行を後押しして進めていく」との答弁のとおり（関連資料5（85頁））、引き続き進めていくこととしている。

各都道府県におかれては、新体系サービスへの移行支援策の周知を図っていただくとともに、基金事業を活用して事業者に対する個別のコンサルテーションを実施する等、新体系サービスへの移行支援を引き続き行っていただきたい。

## （2）移行時運営安定化事業の取扱いの周知について

基金事業である移行時運営安定化事業については、新体系サービスへの円滑な移行を促進するため、旧体系サービス事業所が新体系サービスへ移行した場合、移行前の報酬水準との差額を助成するものとして平成21年10月から実施している。（関連資料6（86頁））

本事業を適用する際の移行前後の報酬水準の比較の取扱いについては、地域移行を進めていく観点から、旧体系の入所施設が入所定員を減らしてグループホーム等の複数種の新体系サービスに移行する場合を想定し、従来の敷地以外において新体系サービスを展開する場合についても合わせて一つの移行先として捉えることにより、地域移行を進める事業者の支援を図ることとした。

具体的な取扱いについては、「移行時運営安定化事業の実施について」（平成21年11月2日付け事務連絡）にお示ししているところであるので、都道府県におかれては本事業の趣旨をご理解の上、事業者等に再度周知を図られたい。

なお、事業運営安定化事業（いわゆる「9割保障」事業）における旧体系サービスから新体系サービスへの移行時の報酬額の比較の取扱いについても、平成22年4月から、移行時運営安定化事業の取扱いと同様とすることとし、事業運営安定化事業の事務処理要領を一部改正する予定であるので、併せて市町村等に周知いただきたい。（関連資料7（87頁））

## （3）基金事業の有効な活用について

基金事業においては、地域移行を進めるための様々なメニューが用意されているが、地域の実情により既存のメニューでは必ずしも十分には対応できないニーズに対しては、「その他の障害者自立支援法の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業」（いわゆる「都道府県提案事業」）として必要な事業を実施することが可能であるので、その活用についても積極的に検討されたい。

なお、この都道府県提案事業に関して、北海道から、入所施設の整備率が全国平均と比較して2倍という道内の実情を踏まえ、障害者の地域生活移行に向けた強力な支援策を講じるため、「入所施設事業転換促進事業」が提案され、今年度、採択された。（関連資料8（90頁））

この「入所施設事業転換促進事業」とは、入所施設自らが地域の関係者と

連携して組織した協議会において、施設機能の地域開放の視点に立った事業転換計画の策定を行い、入所施設機能を居住系・日中活動系などの在宅生活支援事業に転換させることにより、入所施設の地域移行（入所定員削減）と地域の支援基盤の整備の双方を推進しようとするものであり、他の都府県におかれても参考にされたい。

### 3 福祉・介護人材の処遇改善事業の活用等について

#### (1) 福祉・介護人材の処遇改善事業について

##### ① 申請勧奨について

障害福祉サービスの質の向上を図る観点から、福祉・介護人材の処遇改善は極めて重要な課題である。

このため、平成21年4月に「良質な人材の確保」などを基本的な視点として行ったプラス5.1%の報酬改定に加え、確実に処遇改善を図るため、平成21年10月から福祉・介護人材の処遇改善事業を実施している。

本事業の申請率については、事業開始直後の平成21年10月8日時点においては42%であったが、直近の12月末時点集計では69%となっており、着実に伸びているところである。しかし、介護職員処遇改善交付金（介護保険制度）の申請率が80%であることに比べると低く、また、各都道府県別の申請率を見ると、介護職員処遇改善交付金に比べて、ばらつきが大きい。（関連資料9（91頁））

（参考）申請率の最高値と最低値（平成21年12月末時点）

- ・ 障害分野 最高：滋賀県 85% 最低：岐阜県 49%
- ・ 介護分野 最高：山形県 90% 最低：宮崎県 71%

申請率の高い都道府県においては、

- ・ 事業者に対する制度周知の徹底
- ・ 未申請の事業者に対する申請勧奨
- ・ 申請事務の負担軽減を図る支援

といった取組を複数組み合わせて行っているところが多く（平成22年1月15日全国厚生労働関係部局長会議社会・援護局障害保健福祉部資料参照）、また、現在、各都道府県においては平成22年度分の申請受付が行われているところであるが（関連資料10（92頁））、前年度に申請をしていた事業者に対する入念的なお知らせや、未申請の事業者に対する申請勧奨を実施している都道府県もある。

各都道府県におかれては、こうした事例を踏まえつつ、引き続き申請率向上に向け一層の取組をお願いします。

なお、平成22年度の申請手続については、「平成22年度の福祉・介護人材の処遇改善事業に関する取扱いについて」（平成22年2月23日付け

事務連絡)に基づき、平成22年2月サービス提供分からの本事業の申請手続を2月中に行なわなかった事業者においても、3月中に申請手続を行えば、特例的に2月サービス提供分に遡及して助成金を支払う取扱いとしたところであるので、管内事業者に対して周知徹底を図っていただくようお願いする。

## ② キャリアパス要件等について

平成22年度以降の本事業の助成に当たっては、介護職員処遇改善交付金と同様、事務処理要領において、現行の交付要件に加えて、勤務シフトの改善や教育・研修の充実を一定額分以上行うこと等といった賃金以外の改善を含めた要件を課すほか、キャリアパスに関する要件を追加することとしている。これらの要件を満たさない場合は、本事業に係る助成金の額を減額することを予定しているが、その適用時期については、労使交渉(一般的には4月以降)等の時期も踏まえ、現場の混乱のないよう周知期間等を設けることとしている。

これに関しては、先般、障害福祉関係団体とのキャリアパス等に関する意見交換を目的に開催した「福祉・介護職員のキャリアパス等に関する懇談会」(平成22年1月開催)を開催したところであるが、この懇談会において、キャリアパスに関する要件につき、人事や労務管理、研修体系等を再整備する良い機会との意見のほか、

- ・ 小規模事業者にも対応できる要件とすべき
  - ・ 事業者の自主性を尊重できる最低限備えるべき要件とすべき
- 等の意見も頂いたところである。

今後、上記の意見や介護職員処遇改善交付金の検討結果を踏まえつつ、キャリアパスに関する要件等について検討を進めることとしている。

### 【参考】介護職員処遇改善交付金におけるキャリアパス要件

(全国厚生労働関係部局長会議(平成22年1月15日)老健局資料から)

本要件(キャリアパス要件等)の取扱いについては、現在、検討を進めているところであるが、

- ① 適用時期について、労使交渉の時期(一般的には4月以降)等も踏まえ、現場の混乱のないよう周知期間等を設ける
- ② 手続きについて、平成22年度の申請手続後にキャリアパス要件等の届出が必要であるが、可能な限り簡素化を図る等の一定の配慮を行うことを予定している

## ③ 事業の運営に当たって留意すべき事項について

本事業については、昨年10月、都道府県を通じて未申請の事業者に対するアンケート調査を行ったところであるが、この調査結果などを受け

て、以下のとおり、本事業の運営に当たって留意すべき事項をまとめたので、各都道府県におかれては、これらを踏まえつつ、本事業の適切な運営に当たられたい。

#### **ア 平成24年度以降の取扱い**

アンケート調査結果によると、本事業に係る申請を行わない理由として、約15%の事業者が「平成24年度以降の取扱いが不明であること」を挙げていたところであるが、厚生労働大臣から、「平成24年度以降についても、介護職員の処遇改善に取り組む」（平成21年10月14日）旨の方針が示されているところであるので、各都道府県におかれては、管内事業者に対して、その旨の周知をお願いする。

また、本事業による処遇改善の方法について事業者の判断に委ねられているところであるが、厚生労働大臣から、恒常的な処遇改善に資するよう「できる限り月々の給与に上乘せする形で支払っていただくようご検討いただきたい」（平成22年1月23日）旨の発言があり、「介護職員処遇改善交付金に関する厚生労働大臣の発言要旨及び福祉・介護人材の処遇改善事業に関する協力依頼について」（平成22年2月2日付け事務連絡）により、障害福祉関係団体に対し、その旨をお伝えしたところであるが、各都道府県におかれても、管内事業所に対して、その旨の周知をお願いする。

#### **イ 助成の対象職種について**

アンケート調査結果によると、本事業に係る申請を行わない理由として、約23%の事業所が「対象職種の範囲がいわゆる直接処遇職員に限定されていること」を挙げていたところである。これに関して、事務職員や医療職（看護職員等）などの対象外職種であっても、対象職種の職員として兼務している実態がある場合には、常勤換算数に算入し、助成対象に含めて差し支えないので、各都道府県におかれては、管内事業者に対して、その旨の周知をお願いする。

#### **ウ 事務の簡素化について**

アンケート調査結果によると、本事業に係る申請を行わない理由として、約17%の事業者が「事務作業が煩雑であること」を挙げていたところである。これに関して、各都道府県におかれては、これまでもお願いしてきたとおり、実績報告書などの添付資料について必要最小限の範囲に留めるなど、引き続き事務の簡素化をお願いする。

#### **エ 年度途中で新体系サービスに移行した事業所の取扱い**

年度途中において旧体系サービスから新体系サービスに移行した事業所については、指定障害福祉サービス事業所として新たに指定を受けることになることから、本事業の助成対象事業所としての変更届も必要となる。この変更届の手続が行われなかった場合は、助成金の算定が承継されないため、各都道府県におかれては、該当する事業所に対する注意喚起をお願いする。



## (2) 介護雇用プログラムについて

厳しい雇用失業情勢が続く中においても、介護分野における求人、ニーズは高く、資格を有する労働力を確保・育成することが急務となっている。

このため、緊急雇用対策（平成21年10月23日策定）において、養成機関での受講時間も含めて給与を得て、働きながら介護資格を取得する「介護雇用プログラム」を新たに創設したところであり、「『働きながら資格をとる』介護雇用プログラム』の積極的推進及び居宅介護従業者養成研修課程における研修課程の一部免除規定の積極的な活用について」（平成21年11月16日職業安定局地域雇用対策室、社会・援護局福祉基盤課、同障害保健福祉部障害福祉課、政策統括官付労働政策担当参事官室連名事務連絡）により、障害福祉関係施設も同事業の対象とされているところである。（関連資料11（93頁））

昨年12月末時点で、今年度中に開始される介護雇用プログラムの取組状況は、29都道府県で約2,200人分となっている。

介護雇用プログラムの実施により、各事業者においては、資格を有する介護労働力を確保することが可能となり、地域における介護サービスの質、量を引き上げることができるため、平成21年度第2次補正予算において、介護雇用プログラム分も含めて雇用創出の基金が積み増しされたところであるので、今年度実施していない都道府県におかれても、来年度の実施に向けて、事業化を図っていただきたい。

## (3) 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査について

本調査については、平成21年4月に実施した報酬改定が障害福祉サービス等従事者の処遇改善につながっているかどうかを調査・分析し、報酬改定の事後的検証を行うことを目的として実施したところであり、今年度中に調査結果を公表する予定であるが、平成22年度においては、月次比較に変えて年度比較による調査を行うこととし、平成21年度の収支状況等についても併せて把握することとしている。

また、障害福祉サービス事業所等の経営実態と制度の実施状況を把握することを目的とした「障害福祉サービス等経営実態調査」については、平成22年度及び23年度の2か年にわたり実施することとし、平成22年度は調査設計から調査表の発送までを行う予定であるのでご了解いただきたい。

## 4 障害者虐待防止対策等について

### (1) 障害者（児）福祉施設における人権侵害の防止等について

障害者（児）施設における人権侵害の防止等については、機会あるごとに要請してきているところである。以下の事項に留意の上、管内社会福祉法人、障害者（児）施設に対する指導監督に万全を期されたい。

## ① 人権侵害の防止等について

今年度において、利用者に対する性的虐待等を理由に指定の効力の一部停止（新規利用者の受入停止）の処分を行った事例や、職員による児童への体罰行為を理由に改善勧告の処分を行った事例が発生しているところであるが、障害者（児）の人権が擁護され適切な支援がなされるべき施設において、このような事件が起きることは極めて遺憾であり、また、適切な施設運営に真摯に取り組んでいる同種施設までもが社会の不信感を被ることとなり、看過し難い問題である。

都道府県等におかれては、このような事件を未然に防止するため、「障害者（児）施設における虐待の防止について（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」を参考に適切に対応されたい。特に、虐待に関する情報を得たときは、速やかに虐待を受けた障害者（児）の保護、施設内の調査を行い、虐待の事実が確認された施設に対しては、改善命令、事業停止、許可取消等の厳正な対応を執られたい。

また、社会的に許容されない事案が発生した場合は、速やかに事実関係及び発生原因の究明を行うとともに、特別監査を実施し当該不祥事の関係者はもちろんのこと、法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、内容によっては、刑事告発の可否についても検討されたい。

加えて、改正児童福祉法（平成21年4月施行）により、被措置児童等虐待の防止に関する事項が盛り込まれ、被措置児童等の権利擁護を図るための仕組みが整備されたところである。都道府県におかれては、「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」（平成21年3月31日雇児福発0331002号、障発0331009号雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）に基づき、被措置児童等の虐待対応に関して、児童福祉主管部局など関係部局との連携体制の整備を図ることを願います。

## ② 苦情解決の取組について

### ア 事業者段階における取組について

障害者（児）施設の最低基準において、利用者等の権利擁護の観点から、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことを明記しているところである。

利用者が苦情を申し出られない事態が、結果として権利侵害に至り得ることを考えた場合、苦情解決の仕組みは利用者の権利を擁護する上できわめて重要な位置を占めるものである。

各都道府県におかれては、各施設において苦情解決の仕組みが整えられることはもとより、障害者（児）やその家族には、支援を受けている施設への遠慮から直接苦情を言いにくいという指摘があることから、都道府県、市町村、児童相談所などの行政相談における苦情の受付、都道

府県社会福祉協議会の運営適正化委員会における苦情解決制度の活用などの周知を図られたい。

#### イ 運営適正化委員会における苦情解決の取組について

運営適正化委員会については、利用者と事業者の双方で話し合っても解決できないようなケースの解決のあっせん等を行うため、都道府県社会福祉協議会内に設ける組織である。

したがって、運営適正化委員会は公平性・中立性の確保や迅速な事務の執行が求められるところであり、事務局長その他の事務職員の専任化や相談技術の向上に努めるとともに、苦情解決合議体は最低2か月に1回以上開催されるよう標準的な処理期間を公表することや、第三者委員向けの研修会を積極的に実施することが重要である。

各都道府県におかれては、主管課と連携し、都道府県社会福祉協議会に対する必要な指導をお願いしたい。

#### ③ 障害者（児）施設のサービスに関する第三者評価について

第三者評価については、福祉サービスを提供する事業者のサービスの質を、公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、評価を受けた事業者が第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とした事業である。

障害者（児）施設においても、そのサービスの質を担保し、サービスの透明性を高め、不祥事防止を図る観点から、積極的に第三者評価を活用することが重要であるが、受審が進んでいない都道府県も見受けられる。

各都道府県におかれては、都道府県レベルの推進体制整備の促進を図るとともに、管内施設に対して、第三者評価の受審を促すようご指導願いたい。

(参考) WAMNET福祉サービス第三者評価情報システム

福祉医療機構の「WAMNET」において、都道府県推進組織が評価結果を記録することや、WAMNET閲覧者が、施設の名称、所在地、種類等で評価結果を検索することが可能

#### (2) 障害者虐待防止対策支援事業について

障害者に対する虐待については、従来より数々の事件が報告されており、虐待の未然防止と再発防止が重要な課題となっている。虐待は個人の尊厳を踏みにじる行為であり許されるものではなく、障害者の人権が擁護されるよう適切な支援が必要であることから、厚生労働省としては、平成22年度予算案に「障害者虐待防止対策支援事業」等を盛り込み4.7億円を計上したところである。

本事業は、以下の事業の中から地域の実情に応じて組み合わせて実施することとし、基本的には都道府県を実施主体とするが、事業の全部又は一部を

市区町村又は社会福祉法人等に委託又は補助して実施できるものとする予定である。(関連資料12(94頁)及び関連資料13(95頁))

各都道府県におかれては、障害者に対する虐待の防止等を図るため、本事業の積極的な活用をお願いします。

### ① 地域協力体制整備事業

障害者に対する虐待の防止や早期発見、虐待発生時の迅速な対応を行うため、地域の実情に応じて、家庭訪問や相談窓口の強化、一時保護のための居室の確保等を組み合わせて実施することにより、地域における障害者虐待に関する協力体制の整備を図る。

### ② 障害者虐待防止・権利擁護研修事業

障害福祉サービス事業所等の職員に対して障害者虐待の防止や障害者の権利擁護についての啓発を図るとともに、市町村等の相談窓口職員の専門性の強化を図る研修を実施する。

なお、本研修については、国において実際に上記の研修を担う講師等に対する研修を予定しており、その内容を踏まえて各都道府県において研修を実施していただくこととなるが、その詳細については後日お示しする。

### ③ 専門性強化事業

#### ア 医学的専門性の強化

都道府県は、管轄内の医療機関又は医師等を協力医療機関等とする等により、医学的判断・治療が必要となる事例について、心身の治療の必要性や医療的ケアの方法等についての専門的助言を得る。

#### イ 法的専門性の強化

都道府県は、障害者の虐待について、家族、障害福祉サービス事業者又は雇用主等に対して法的な対応が必要となった場合に、弁護士等の法律の専門家から専門的助言を得るとともに、司法的な対応が必要となった場合の対応についての協力を得る。

#### ウ 有識者との連携による事例分析等

都道府県は、障害者の虐待問題に関係の深い相談支援専門員等の有識者と連携し、個別の対応について専門的助言を得るとともに、実際に起きた障害者虐待について、今後の対策のための事例分析を行う検討会等を開催する。

### ④ カウンセリング体制強化事業

都道府県は、精神科の医師等と連携し、虐待を受けた障害者や虐待を受けたおそれのある障害者、虐待を行った者等に対して心理的側面からのケアを行う。

## 5 障害者の地域生活への移行について

### (1) 施設入所者の地域生活への移行状況について

施設入所者の地域生活への移行状況については、各都道府県にご協力いただき調査した結果（平成21年10月1日現在の速報値）（関連資料14（101頁））、平成20年10月1日から平成21年10月1日にかけて、10,372人が入所施設を退所し、このうち約半数の5,332人が生活の拠点をグループホーム、一般住宅、公営住宅等の地域生活へ移行していた。

一方で、8,349人が新たに施設に入所していたところであるが、このうち3,286人は地域で生活していた者であるものの、病院から退院して入所した者が2,992人、他の障害者の入所施設から転入した者が1,548人含まれている。

回収率が異なるため、正確な比較は困難であるが、前回調査（平成19年10月1日から平成20年10月1日）と比較すると、

- ・ 施設入所者数の減少率が増加（0.9%→1.5%）
- ・ 地域生活への移行者の割合も僅かに増加（3.6%→3.9%）

また、新規入所者については、

- ・ 家庭から施設に入所した者の割合が増加（67.7%→80.8%）
  - ・ 民間住宅に1人暮らししていた者の割合は減少（17.9%→5.8%）
- という状況となっている。

障害福祉計画では、平成23年度までに平成17年時点の施設入所者のうち、2.1万人が地域生活へ移行することを見込んでいるが、平成21年10月1日時点の累計ではすでに19,430人が地域生活へ移行している状況となっている。一方で、同計画では、施設入所者を1.2万人削減することを見込んでいるものの、同日時点の累計は3,579人とどまっている。

今回調査では、障害者の地域生活への移行が徐々に進んでいることが読み取れるものの、一層の地域生活への移行促進や地域生活を継続するための支援が必要と考えるので、居住サポート事業の実施等、更なる取組をお願いする。

### (2) 障害者の地域移行と住まいの場について

#### ① グループホーム・ケアホームについて

##### ア グループホーム・ケアホームの整備について

障害者の地域生活への移行を促進するためには、グループホーム・ケアホーム（以下「グループホーム等」という。）の整備を促進していくことが重要であるが、障害福祉計画では、障害者のグループホーム等を平成23年度までに8.3万人分整備することとされているところ、平成21年10月現在で約5.3万人となっており、この目標値を達成するためには更なる整備促進が急務となっている。

このため、昨年10月から、都市部などにおいてもグループホーム等を整備しやすくなるよう、ワンルームタイプのマンションやアパートについて、建物内に複数の共同生活住居を設置することを可能としたところである。

しかし一方で、同一敷地内に隣接した複数の共同生活住居を設置する事例に対し、入所施設のような集団処遇になる恐れがあるとの声や、同一敷地内で日中活動事業所と併設することに対し、「日中活動の場」と「生活の場」の一体化が危惧されるとの声も聞かれるところである。

各都道府県におかれては、グループホーム等の整備に当たって、家庭的な雰囲気や地域との交流を図ることによる社会との連帯を確保するという立地の趣旨について十分に配慮し、整備促進を図っていただきたい。

#### **イ グループホーム等の積極的活用について**

入所施設や精神科病院に入所・入院している障害者が、円滑に地域生活への移行ができるよう、また、家族と同居している障害者が、自立した地域生活を継続できるよう、平成21年4月の報酬改定において、グループホーム等の体験利用の仕組みを創設したところである。

また、身体障害者についても一層の地域生活への移行を促進していく観点から、平成21年10月からは、身体障害者（65歳未満の者又は65歳になる前に障害福祉サービス等を利用したことがある者）もグループホーム等の利用対象に加えたところである。

障害者の地域生活への移行が円滑に進むよう、これらの仕組み等についても更なる周知をお願いする。

#### **ウ グループホーム等の防火安全体制について**

グループホーム等における防火安全体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制を確保する等、防火安全対策については、従前より万全を期すよう、その周知徹底についてお願いしているところであるが、近年火災によって入居者の方が死亡する残念な事故も発生しているところである。

これに関しては、「障害者ケアホーム等における防火安全体制の徹底について」（平成20年6月3日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）等により、グループホーム等の防火安全体制の徹底についてお願いしているところであるので、改めてこの通知の内容についてご確認いただくとともに、今後とも万全を期すよう改めて周知をお願いする。

さらに、平成21年4月1日に消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）の施行に伴い、スプリンクラー等の消防設備の設置等の取扱いに変更が生じたことについては、今年の会議でも周知したところであるが、これについても、関係機関等に対して改めて周知をお願いする。

また、本年2月5日には、「複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成22年総務省令第7号)等が公布され、アパート等の共同住宅におけるグループホーム等の部分が、他の住戸とほぼ同様の形状となっているものについては、居室を準耐火構造の壁等で区画すること等の構造要件を満たした場合に、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の感知器及び誘導灯の設置を一部要しないこととされたところであり、省令の内容を確認していただき、管内市町村、関係者に周知いただくとともに、防火安全体制について消防防災主管部局との連携にご留意いただきたい。

## ② 宿泊型自立訓練の活用について

障害者の地域生活への移行の促進を図るためには、宿泊型自立訓練の活用も非常に重要であると考えている。このため、平成21年4月の報酬改定において、通勤者に対する日常生活上の支援を評価する「通勤者生活支援加算」や、利用者の地域移行に関する情報提供等を行う地域移行支援員を手厚く配置した場合を評価する「地域移行支援体制強化加算」を創設したところである。

また、従前から障害者の地域生活への移行の役割を果たしてきた知的障害者通勤寮や精神障害者生活訓練施設の訓練の実態を踏まえ、宿泊型自立訓練の標準利用期間を1年から2年へと延長し、さらに宿泊型自立訓練の利用者が同一敷地内における日中活動サービスの利用を可能としたところである。

各都道府県におかれては、改正の趣旨を踏まえ、管内事業所等に対する積極的な周知をお願いするとともに、精神障害者生活訓練施設等の宿泊型自立訓練への移行と、宿泊型自立訓練を活用した障害者の地域生活移行を一層推進していただくようお願いする。

## ③ 障害者の地域移行のための各種施策の活用について

### ア 障害者を地域で支える体制づくりモデル事業について

障害者が地域で安心して生活していくためには、地域において24時間のサポート体制を構築することが重要であり、このため、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業(以下「基金事業」という。)において、障害者を地域で支えていくため、様々な既存の社会資源を組み合わせる地域生活支援の拠点化を図る「障害者を地域で支える体制づくりモデル事業」を設けているところである。本モデル事業については、障害者が地域で生活していく体制を整備する上で非常に重要な事業であると考えており、未実施の都道府県においては、事業の趣旨を踏まえ、積極的に事業化していただくようお願いするとともに、すでに実施している都道府県におかれては、本事業の検証のため、実績報告の提出をお願いする。

## イ 地域移行支度経費支援事業について

障害者の地域生活への移行を促進するため、基金事業において、入所施設や精神科病院から退所・退院し、地域生活を開始するに当たり必要となる物品の購入に対する助成事業として「地域移行支度経費支援事業」を設けているところであり、本事業の活用を関係者へ周知する等、地域生活への移行の更なる取組をお願いする。

## ウ 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援策について

矯正施設等を退所した障害者については、退所後の福祉的な支援が不十分であったため、障害者が矯正施設等を退所するにあたり、地域定着支援センターと保護観察所が協働し、退所後の福祉施設等への受け入れ調整を行うこととしている。また、受け入れ依頼のあったグループホーム、ケアホーム、宿泊型自立訓練、施設入所支援については、基金事業における「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業」や報酬の「地域生活移行個別支援特別加算」を活用し、矯正施設等を退所した障害者が地域社会に復帰できるよう、特別の支援を行うこととしている。

これらの仕組みが有効に機能するよう、対象者の円滑な移行についてご配慮をいただきたい。

## (3) 障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について

障害者が福祉施設等から地域生活へ移行し、自立した生活を送るに当たっては、住まいの場の確保が必要である。

このため、厚生労働省と国土交通省が協力し、両省における住まいの場の確保策をまとめた「障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について」(平成21年11月12日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知)を発出したところであり、また、本年1月15日に開催した「全国厚生労働関係部局長会議」において、この通知の趣旨を踏まえ、福祉部局と住宅部局とが連携して障害者の住まいの場の確保についての取組をお願いしたところである。(関連資料15(106頁))

障害者の住まいの場の確保を円滑に進めるためには、福祉施策と住宅施策とを組み合わせることで進めて行くことが重要であることから、引き続き福祉部局と住宅部局との連携による取組をお願いする。

## (4) 医療型短期入所の整備促進について

医療的ケアを必要とする重症心身障害(児)者、遷延性意識障害(児)者及びALS患者等が、地域で安心して生活をしていく上で、介護者が病気などになった時や介護者の一時的な休息のために、医療型の短期入所の充実は極めて重要であり、平成21年4月の報酬改定において、手厚い看護体制を



とる病院において提供される短期入所サービスを評価する報酬区分を新たに設けるとともに、宿泊を伴わない医療型の短期入所を実施可能としたところである。

医療型の短期入所の事業所は、255か所登録（平成21年10月1日現在）されているが、未整備の県や、地域によっては満床で利用できないなどの状況が生じており、その整備促進が必要となっている。

各都道府県におかれては、医療的ケアを必要とする重度の障害者（児）の実数やニーズを、自立支援協議会などを活用して的確に把握し、公立病院等の協力を得ながら、医療型の短期入所の一層の整備に尽力いただくとともに、介護者等に対し適切な支援が行き届くよう、情報提供に努められたい。

## 6 相談支援体制の充実等について

### (1) 相談支援の充実等について

#### ① 相談支援の充実について

障害者が地域で安心して自立生活を送っていくためには、障害者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要であるが、市町村ごとにその取組状況に格差があるとの指摘がある。

このため、国においては、市町村が実施している一般的な相談支援の機能を強化するための事業を、地域生活支援事業や障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業（以下「基金事業」という。）に位置付け、国庫補助により財政的支援を行っているところである。これらの事業については次のとおりであるので、各都道府県におかれては、これらの事業を積極的に活用し、地域の相談支援体制の強化を図るようお願いする。

#### ア 市町村地域生活支援事業及び基金事業の積極的活用

地域生活支援事業に相談支援事業として位置付けている「市町村相談支援機能強化事業」、「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」、「成年後見制度利用支援事業」については、地域の相談支援体制を強化を図る上で有効な事業であると考えているが、依然として実施状況は低調である。

平成21年8月に実施した相談支援事業の実態調査結果（以下「実態調査結果」という。）によると、居住サポート事業や成年後見制度利用支援事業の未実施市町村の未実施の理由は、どちらの事業も「利用希望者がいない」が最も多くなっているところである。地域の実情によっては、障害者のニーズも異なり、事業の必要性が低い場合も考えられるが、市町村が利用希望者を把握できていない場合や、そもそも障害者に施策の情報が伝わっていないことも考えられるので、まず、基金事業のメニューの一つである「相談支援充実・強化事業」を活用する等により、自宅に引きこもっている障害者のみならず、障害者入所施設に入所して

いる者や、精神科病院に入院している者も含めて戸別訪問を実施する等、地域の障害者のニーズや実態の把握を行った上で、これら事業の活用について十分に検討するよう、管内市町村に対し周知をお願いする。

さらに、国においては、平成21年度から、これらの事業の中でもとりわけ実施率が低調である居住サポート事業について、市町村が事業を実施するに当たり必要となる設備整備や、実際に物件の斡旋を行う不動産業者に対する説明会等にかかる費用を助成する「居住サポート事業立ち上げ支援事業」を基金事業のメニューの一つに位置付けたところであるので、積極的な活用をお願いする。

○相談支援事業（地域生活支援事業）の実施状況について

（平成21年4月1日現在 障害福祉課調べ）

◆市町村相談支援機能強化事業	実施済	44%	実施予定	2%	未実施	54%
◆住宅入居等支援事業	実施済	12%	実施予定	3%	未実施	85%
◆成年後見制度利用支援事業	実施済	38%	実施予定	5%	未実施	57%

イ サービス利用計画作成費

サービス利用計画作成費の対象者については、特に計画的プログラムに基づく支援の必要性が高い

a 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

b 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者

c 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者を対象としているところであり、平成21年4月時点の支給認定者は3,354人、そのうち利用者は2,731人となっており、依然として低調である状況が続いている。

サービス利用計画作成費による支援は、支給決定がなされた障害福祉サービスの利用日時や担当者について計画で定めるだけでなく、その作成後について、サービスの利用が障害者の状況やニーズに適合しているかを確認するための「モニタリング」や、障害福祉サービス事業者との連絡調整を行うものであり、障害者の地域生活を支援する上で重要なものであることから、引き続きサービス利用計画作成費の積極的な活用について、管内市町村、相談支援事業者及び障害福祉サービスの利用者等に対し、周知をお願いする。

② 相談支援等に関する研修について

ア 相談支援従事者に対する研修について

相談支援を担う人材の質の向上については、平成20年12月の社会保障審議会障害者部会の報告（以下「部会報告」という。）において、

「研修事業を充実するなど、質の向上を図っていくべき」とされたところであり、国においても「相談支援従事者指導者養成研修会」を実施し、昨年度は都道府県研修の企画立案・運営を担う者の養成を行ったところである。各都道府県におかれては、この研修の修了者を活用するとともに、研修の企画立案・運営に積極的に関与し、都道府県自立支援協議会で人材養成の在り方について検討する等して、計画的に取り組んでいただきたい。

また、相談支援専門員の要件は、都道府県において実施される初任者研修を修了した翌年度から5年以内に相談支援従事者現任研修(以下「現任研修」という。)を修了した者としているところであるが、平成20年度までに一度も開催していない都道府県がまだ14ヶ所あるので、各都道府県におかれては、相談支援専門員の質の向上を図るため、現任研修を確実に実施し、受講対象者に対して積極的に受講するよう周知をお願いする。

なお、平成22年度の「相談支援従事者指導者養成研修会」については、以下のとおり実施する予定であるので、各都道府県におかれては、相談支援従事者等の中から適任者を推薦していただく等、ご協力をお願いする。

- ◆研修名 : 相談支援従事者指導者養成研修会
- ◆日時 : 平成22年6月16日(水)～18日(金)
- ◆場所 : 国立障害者リハビリテーションセンター学院  
(埼玉県所沢市並木4丁目1番地)

## イ サービス管理責任者に対する研修について

サービス管理責任者に関しては、経過措置として、実務経験の要件を満たしていれば、平成24年3月までの間は「相談支援従事者研修(講義部分)」及び「サービス管理責任者研修」を修了していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として配置できることとしているが、各都道府県におかれては、既にサービス管理責任者として配置されている者であって、これらの研修を修了していない者について、経過措置の期間内に計画的に研修を受講させるよう、特段の御配慮をお願いしたい。

また、国においては、平成21年度の「サービス管理責任者指導者養成研修会」において、都道府県研修の均てん化を図るため、都道府県研修の企画立案・運営に資する内容を盛り込み実施したところであるので、各都道府県におかれては、この研修の修了者を活用して都道府県の「サービス管理責任者研修」を実施していただきたい。

なお、平成22年度の「サービス管理責任者指導者養成研修会」については、以下のとおり実施する予定であるので、引き続き、適任者を

推薦していただく等ご協力をお願いする。

- ◆研修名 : サービス管理責任者指導者養成研修会
- ◆日時 : 平成22年9月8日(水)～10日(金)
- ◆場所 : 国立障害者リハビリテーションセンター学院  
(埼玉県所沢市並木4丁目1番地)

## (2) 地域自立支援協議会の活動の充実について

障害者が地域で安心して自立生活を送っていくためには、本人のニーズに合った各種のサービスを提供する地域の支援体制の整備が必要である。このため、障害福祉サービス事業者等の関係者が集まり、地域における課題を共有し、サービス提供の整備を進めていくための協議を行う場である「地域自立支援協議会」が市町村に設置されることが重要であるが、平成21年4月時点では、全国で79%（1,426市町村/1,798市町村）の市町村が設置しているところである。

地域自立支援協議会については、平成19年度に各自治体に対して地域自立支援協議会の設置方法や運営方法を示した「自立支援協議会設置・運営マニュアル」を配布し、また、地域自立支援協議会の設置・運営に関するアドバイザーを派遣する「都道府県相談支援体制整備事業」を地域生活支援事業のメニューの一つに位置付け、自立支援協議会の設置・運営に関して支援を行っているところであるので、各都道府県におかれては、これらの事業を積極的に活用する等して、市町村における地域自立支援協議会の設置の促進を図っていただきたい。

また、各都道府県におかれては、既に設置済みの地域自立支援協議会が形骸化することのないように、上記マニュアルや、地域自立支援協議会の事務局職員や協議会メンバーに対する研修に係る費用を助成する「地域自立支援協議会運営強化事業」（基金事業）の活用等によりその活性化を図るよう、管内市町村に対して周知をお願いしたい。

## 7 障害者の就労支援の推進等について

### (1) 工賃倍増5か年計画支援事業の推進等について

#### ① 工賃倍増5か年計画の現状について

障害のある方が経済的に自立していくためには、障害年金などとともに、就労が可能な方について、一般就労への就労を広げていくことや、福祉施設で働く障害のある方の「工賃」を引き上げていくことが重要であると考えている。

しかしながら、工賃の引き上げについては、福祉施設において、商品開発や市場開拓など経営のノウハウが十分でないなど、まだまだ多くの課題

を抱えているところである。

そこで、平成19年度から、各都道府県において「工賃倍増5か年計画」を策定し、地域の福祉施設の実態を踏まえ、経営コンサルタントを派遣するなど、工賃の引き上げに向けて集中的に取り組むとともに、国としても、その取組を支援しているところである。

平成20年度の平均工賃月額は12,587円となっており、現下の経済情勢の影響も受け、前年度の12,600円と比較して0.1%の減額であり、わずかながら減少しているところであるが、工賃倍増5か年計画支援事業により経営コンサルタントを受け入れて、取組を改善した事業所だけを見た場合、平成20年度の平均工賃月額は14,438円となっており、前年度の13,664円と比較して5.7%の増額であり、事業の効果が着実に現れている。

また、平成20年度の平均工賃月額が前年度と比較して高い都道府県については、工賃の高い理由として、いずれの都道府県も複数の事業所が協働して仕事の分配、品質管理等を一括して行う体制の整備など、事業所間で共同した取組が行われている。

(参考) 工賃の高い都道府県

ベスト1	佐賀県	平成19年度16,025円→平成20年度16,589円	3.5%増
ベスト2	福井県	平成19年度14,570円→平成20年度16,187円	11.1%増
ベスト3	徳島県	平成19年度14,964円→平成20年度15,756円	5.3%増

## ② 平成22年度予算案について

工賃倍増5か年計画支援事業については、昨年11月に開催された行政刷新会議の「事業仕分け」において、

- ・ 効果的な事業手法を工夫すべき
- ・ 執行率が低い
- ・ 補助事業のメニューの多様化を検討し、就労事業所等への経営コンサルタントの派遣だけでなく、都道府県が考えた効果的な事業も対象となるようにすべき
- ・ 地方負担の存在が執行不用の大きな要因のひとつとなっていると考えられるので、国庫負担のあり方を検討

との指摘を受け、概算要求額を縮減(半額)とされたところである。

(平成22年度概算要求額 15億円→縮減後要求額 8億円)

このため、平成22年度予算案においては、これまでの執行実績や、本指摘等を踏まえ、約8億円を計上したところである。

約8億円の内訳としては、これまでの取組について、都道府県や事業所が行っている効果的な事業を更に促進するため、既存事業の見直しを行ったもの(約5億円)を計上する一方で、新たに、複数の事業所が協働して受注や品質管理を行う事業(約2億円)や、好事例の紹介、説明会の実施

などに対する補助を行う事業（10／10相当）（約1億円）を計上したところである。

については、平成21年度第1次補正予算で積み増した障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業（以下「基金事業」という。）の「大規模な生産設備」に関する助成等と併せて活用し、工賃引き上げのための積極的な取組をお願いしたい。

なお、平成22年度予算案を踏まえた実施要綱案をお示しするので、各都道府県におかれては、早期に事業実施の検討をお願いしたい。（関連資料16（107頁））

### ③ 工賃（賃金）の実績報告について

各事業所の工賃（賃金）実績の公表は、利用者が事業所を選ぶ基準ともなり得るものであることから、重要であると考えている。

このため、平成22年度においても、工賃（賃金）実績の調査へのご協力をお願いするとともに、その公表にあたっては、各事業所に趣旨を理解していただき、各都道府県におかれては、事業所ごとの工賃（賃金）実績を公表していただくようお願いする。

なお、調査概要等の詳細については、追って通知することとしている。

## （2）障害者就業・生活支援センター事業等について

### ① 障害者就業・生活支援センター事業について

障害者基本計画に基づく「重点施策実施5か年計画」により、全障害保健福祉圏域に整備することとしており、このため、平成22年度予算案において、設置数を拡充し、全国282か所で実施することとしている。

障害者就業・生活支援センターにおける支援については、ハローワーク、就労移行支援事業所等、関係機関との連携が重要であるが、現状では、こうした連携が行われていない感がある。

こうしたことから、連携を促進し、よりセンター機能を発揮できるよう、生活支援に携わる非常勤職員に係る経費（1人）を新たに計上しているので、人員の確保に努められたい。

なお、設置状況については、既にすべての圏域への設置が終了し都道府県がある一方、平成23年度までの設置計画がない圏域が存在する都道府県も複数あることから、設置計画を策定し、着実な整備を進めるよう、労働部局及び各都道府県労働局と連携を図り、障害者の一般就労後の定着支援等の充実とともに、地域の就労支援体制の拠点となるよう、積極的な取組に努められたい。（関連資料17（110頁））

※ 平成22年度における障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱の改正は行わない予定。

### ② 特別支援学校との連携について

特別支援学校卒業者等、未就労障害者の就労継続支援B型の新規利用にあたっては、平成20年12月の社会保障審議会障害者部会報告書において、利用する就労支援サービスが適切か否かを判断するための客観的指標の作成が困難な中、本人の能力・適性について、短期間のアセスメントを経ることが必要とされ、その際、就労移行支援事業を短期間利用することについて明確化することとされたところである。

これについては、昨年度、文部科学省と協議し、「介護給付費等の支給決定について」（平成19年3月23日障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、特別支援学校に在学中の生徒が当該学校の教育活動として行われる現場実習において、短期間のアセスメントのために、就労移行支援事業を利用し、卒業と同時に適切なサービスを利用できるようにしたところであり、各都道府県におかれては、関係機関等に対し、更なる周知をお願いしたい。

なお、基金事業の対象事業である、「就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業」は、特別支援学校等との連携によるアセスメント実施に向けた体制作りを行った場合の費用について助成するものであり、特別支援学校等との連携強化を図ることにより、切れ目のない円滑な就労支援サービス利用が可能となるよう、取組をお願いしたい。

## 8 障害児支援について

### (1) 障害児施設の入所に係る契約及び措置の運用について

障害児施設の入所に係る契約及び措置の判断については、「障害児施設給付費等の支給について」（平成19年3月22日障発第0322005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において判断基準を示してきたところであるが、その判断については、各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市により差が生じている状況があり、例えば、障害児入所施設における措置率は名古屋市、三重県、大阪市、愛知県は40%台であるのに対し、仙台市、長野県、鹿児島県は2%台となっている。こうした差が生じている主な要因としては、措置率が高い自治体においては、虐待のおそれがある場合を「虐待等」に含めて一律に措置としていることや、滞納のおそれなど施設側の意向により措置としており、措置率が低い自治体においては、虐待や虐待のおそれがある場合であっても、利用契約の締結が可能であれば契約としている。

「社会保障審議会障害者部会報告（平成20年12月16日）」においても、措置か契約かの判断をより適切に行うとの観点から、判断基準を明確化する作業を進め、ガイドラインを作成することとすべきであると提言されているところである。

これを踏まえ、全国的に適切な判断が行われるよう、先般「障害児施設の入所に係る契約及び措置の運用について」（平成21年11月17日障発第1117第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を発出し

たところであるが、特にその判断に差が生じていた虐待や、虐待のおそれの取扱いについて、「保護者に契約の意志があっても措置で対応すること」、「虐待のおそれがある場合も虐待に含めて柔軟に対応すること」や、利用料を滞納している場合の取扱いについて、「滞納をしていることだけをもって措置とするのではなく、児童の虐待等の状況を勘案し判断すること」等、本通知により具体的な運用方法を示すとともに、障害児が契約や措置により障害児施設に入所した後においても、児童相談所、都道府県等は保護者や施設等から継続的に情報を収集し、適切な支援を行うよう周知を行ったところである。（関連資料18（120頁））

これらの取扱いについて、各都道府県等におかれては、現在障害児施設に入所している児童も含めて適切な運用に努められたい。

## （2）児童福祉施設に入所する児童への「子ども手当」の支給について

児童福祉施設に入所している中学校修了までの親のいない子ども等について、平成22年度の措置として、子ども手当相当額が行きわたるような措置を雇用均等・児童家庭局において検討中であるので、留意されたい。

### 【検討中の内容】

安心こども基金の地域子育て創生事業を活用して、施設に対して補助を実施。

施設は、対象となる子どもの健やかな育ちの支援のために当該補助を使用（対象となる子どもの学用品の購入等）。

#### ・補助額

対象となる子ども1人につき子ども手当に相当する額

#### ・対象となる子ども

親のいない子ども等子ども手当の支給の対象とならない子ども

※ 平成23年度以降の取扱いについては、子ども手当制度の在り方の検討の中で、子ども手当の恩恵が行きわたるような子ども手当制度における対応について検討。

## 9 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務について

### （1）支給決定事務における留意事項について

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」（平成19年4月13日付事務連絡）において、留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めてご留意の上、対応していただきたい。



- ① 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと
- ② 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること
- ③ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害程度区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

特に日常生活に支障が生じる恐れがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として、個別に市町村審査会の意見を聴取する等により、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を定めていただきたい。

また、国庫負担基準を超過する市町村に対しては、平成21年度から、都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の補助要件の緩和（訪問系サービス全体の利用者数に占める重度訪問介護利用者数の割合25%超を対象→10%超を対象）及び障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業において実施する「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」の創設により、一定の財政支援を可能としているので、平成22年度においても引き続き、ご活用いただきたい。

なお、市町村における支給決定基準の設定等の実態を把握するため、全市町村を対象に、支給決定基準についての基本調査（調査時点は平成22年4月1日現在、調査項目は「支給決定基準の設定の有無」や「支給量の決定の方法」等を想定）を平成22年4月に実施する予定であるため、調査実施の際にはご協力願いたい。

## **（2）障害者自立支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について**

65歳以上の障害者については、介護保険法が優先的に適用される一方で、サービスの支給量・内容が介護保険制度では十分に確保されない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乘せしてサービスを受けられる仕組みとなっている。

しかしながら、先般、65歳以上の在宅の障害者が、介護保険サービスを既に利用している場合には、障害者自立支援法による新規の申請を一律に認めない取扱いをしている事例があった。

また、利用者から「65歳到達により、介護保険が適用された結果、利用者の心身の状況や環境、支援のニーズ等の個別の事情が変わらないにもかかわらず、必要なサービスが受けられなくなった」といった声も寄せられているところである。

障害者の中には、ALS（筋萎縮性側索硬化症）や全身性障害などで介護保険制度が想定する加齢に伴う障害を超える重度の障害を持つ方々もいるため、このような方々が十分なサービスを受けられるよう、利用される方々の意向を丁寧に聴取するなど、個々の実態を十分に把握した上で、「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）を踏まえ、介護保険法によるサービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乘せしてサービスを受けられるようにするなど、適切な運用に努められたい。

なお、先般、各市町村における障害者自立支援法と介護保険法の適用に係る運用実態を調査したところ、65歳以上の障害者からの障害者自立支援法に基づく新規の給付申請を一律に認めていない運用を行っている自治体は無かった。各都道府県におかれては、今後とも管内市町村で適切な運用が図られるよう周知願いたい。

### （3）重度訪問介護等の適切な支給決定について

重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（平成19年2月16日付事務連絡）において、留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めてご留意の上、対応していただきたい。

- ① 平成21年4月より、重度訪問介護の報酬単価については、サービス提供時間の区分を30分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであって、重度訪問介護の想定している「同一箇所長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについて30分単位等の短時間で行うことを想定しているものではないこと。
- ② これまでに、利用者から「短時間かつ1日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、サービスを提供してくれる事業所が見つからない」といった声が寄せられているところである。短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを1日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

また、「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない」といった声も寄せられているところである。重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが1日に複数回提供される場合であっても1回当たりの

サービスについては、基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。

#### (4) 居宅介護におけるサービス1回当たりの利用可能時間数について

居宅介護は、身体介護や家事援助などの支援を短時間に集中して行う業務形態を想定しており、必要に応じて、1日に短時間の訪問を複数回行うなど、利用者の生活パターンに合わせた支援を行っているところである。

このため、支給決定事務等に係る事務連絡において、支給決定を行った障害者等に交付する受給者証に、居宅介護については、サービス1回当たり利用可能時間数を記載することとしており、また、サービス1回当たりの標準利用可能時間数を「身体介護3時間まで、家事援助1.5時間まで」と示しているところである。

しかしながら、支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うことが必要であり、居宅介護のサービス1回当たりの利用可能時間数についても、標準利用可能時間数を一律に適用するのではなく、場合によっては、標準利用可能時間数を超える時間数の設定など、一人ひとりの事情を踏まえて支給決定することに留意されたい。

【参考】平成21年10月7日付事務連絡「平成21年10月からの介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」より抜粋  
（「第2 支給決定事務」の「X 受給者証の交付」のうち関連部分）

##### イ) 支給量等

###### a 支給量の記載例

以下は記載例であり、事業者が記載内容の意味を誤解するおそれがないと認められる限りにおいて、各市町村の判断により適宜略記等することは差し支えない。

- (a) 居宅介護（居宅における身体介護中心）、居宅介護（通院等介助（身体介護を伴う場合）中心）、居宅介護（家事援助中心）、居宅介護（通院等介助（身体介護を伴わない場合）中心）

・・・〇〇時間30分/月（1回当たり〇時間まで）

※ 1回当たりの標準利用可能時間数（身体介護3時間まで、家事援助1.5時間まで）を超える承認をする場合、しない場合を含め、1回当たりの利用可能時間数を記載する。

## 10 障害福祉関係施設の整備等について

### (1) 平成22年度社会福祉施設整備費の国庫補助に係る協議等について

平成22年度の社会福祉施設等施設整備費補助金の国庫補助協議については、先に協議方針等をお示ししたところであり、平成22年3月8日以降に地方厚生（支）局におけるヒアリングを行うこととしているが、各都道府県市におかれては、障害者の地域移行を進めるためのグループホーム等の整備をはじめ、積極的な協議方をお願いしたい。（関連資料19（124頁））

また、平成21年度第1次補正予算において創設された「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金」の活用により、入所者の安全を確保するための入所施設の耐震化及びスプリンクラー整備の推進を図りたい。

特に、平成21年4月の消防法施行令改正の施行に伴い、275㎡以上1000㎡未満又は1000㎡以上の平屋建ての既存の入所施設等については、平成23年度末までにスプリンクラーを設置することが義務付けられていることから、早期に整備に着手するよう管内社会福祉施設等に周知を図るとともに、適切な指導をお願いしたい。

## （2）社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

### ① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成21年10月9日に「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設及び分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いしたい。

また、これら施設の「追加フォローアップ調査」については、平成22年3月5日（金）までに提出をお願いしているのでご協力をお願いしたい。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

#### 《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査のフォローアップ調査結果の公表等について（平成21年10月9日雇児発1009第3号、社援発1009第5号、障発1009第2号、老発1009第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

### ② 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等

施設整備費補助金の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、平成17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）について、平成22年度も引き続き実施することとしている。

### **（３）社会福祉施設等の木材利用の推進について**

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、各都道府県におかれては、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

### **（４）基金事業に係る財産処分手続きの取扱いについて**

障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の財産処分手続きの取扱いについては、補助金適正化法に基づく財産処分の取扱いを定めた「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日社援発第0417001号社会・援護局長通知。以下「財産処分承認基準通知」という。）に準じた取扱いとするとともに、交付決定と一体的な財産処分である「補助財産取得時の抵当権の設定」について、財産処分手続きの簡素化の観点から、都道府県において資金計画や償還計画等に基づき抵当権の設定の審査を行った上で承認し、当該承認をもって厚生労働大臣の承認があったものとみなす取扱いとすることとしており、当該交付金に係るQ&Aを発出する予定である。

また、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の財産処分手続きの取扱いについても上記と同様の取扱いとするとともに、当該交付金により耐震化整備を図るために社会福祉施設整備費等で整備した施設を取壊す場合については、財産処分手続きの簡素化の観点から、地方厚生（支）局への事前報告をもって承認したものとみなす等、財産処分承認基準通知の改正を行う予定である。

各都道府県におかれては、上記の取扱いにご留意の上、今後の事務処理に遺漏のないよう、よろしくお願いしたい。

## 11 指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準の条例委任等について〔地方分権改革推進計画関係〕

地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくる「地域主権改革」の第一弾として、昨年12月に「地方分権改革推進計画」が閣議決定され、この計画において、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、国と地方の協議の場の法制化等が示された。

このうち、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大に関して、「施設・公物設置管理の基準の見直し」を行うこととし、この見直しの結果、一定の施設・公物設置管理の基準を条例に委任することとし、その際の国の基準は、以下の類型に分けて定めることとされた。

### ① 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

### ② 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

### ③ 参酌すべき基準

地方公共団体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

この「施設・公物設置管理の基準の見直し」について、障害保健福祉分野においても、以下の基準を都道府県等の条例に委任することとすることとされている。

#### ① 障害者自立支援法について

- ・ 指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準（第43条第1項）及び当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準（同条第2項）
- ・ 指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準（第44条第1項）及び当該施設の設備及び運営に関する基準（同条第2項）
- ・ 障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準（第80条第2項）
- ・ 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（第84条第2項）

#### ② 児童福祉法について

- ・ 指定知的障害児施設等に従事する従業者に関する基準（第24条の12第1項）及び当該施設の設備及び運営に関する基準（同条第2項）
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（第45条第2項）

また、条例制定の際の国の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に

関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とするなどとされている。(関連資料20(132頁))

この条例への委任については、関係法案を平成22年通常国会に提出予定(施行日は平成23年4月1日予定)。詳細については法律の成立後に別途連絡する。

## 12 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業について[構造改革特区関係]

現在、構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置として、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該構造改革特別区域内の介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業所において障害児(者)を受け入れる「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」が行われている。

今般、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、当該特例措置も含む、本年度に評価時期を迎えた規制の特例措置について評価が行われ、本年2月4日に「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見(平成21年度)」(関連資料21(138頁))が取りまとめられた。

最終的には、本年3月下旬に予定されている構造改革特別区域推進本部における決定により政府としての方針が決まるが、各関係都道府県等におかれては、方針決定後、円滑に対応できるよう注意されたい。

また、本特例措置に関しては、自立訓練及び短期入所に係る利用が少なかったこともあり、各都道府県等におかれては、地域の実情を踏まえつつ、積極的に活用していただくようお願いする。

### (1) 生活介護に係る事業の全国展開について

指定小規模多機能型居宅介護事業者が提供する生活介護については、特に大きな弊害が認められなかったことから、「基準該当生活介護」として全国展開することとした。

全国展開の時期については、構造改革特別区域推進本部における決定を受けた後、速やかに所要の規定を改正し、実施する。(実施時期が本年4月以降にずれ込む可能性が大きい旨注意。)

### (2) 平成22年度以降の事業の要件について

児童デイサービスについては、現時点で全国化を行うことは、療育という観点から課題が多い。したがって、来年度は、個別支援計画の策定等を条件に付与し、再度調査を行った上で全国化の可否を判断することとした。各関係都道府県等におかれては、平成22年度の実施に向けて、本年1月に

通知（関連資料22（143頁））を示したところであるので、準備方よろしく  
願います。

自立訓練及び短期入所については、サービス利用が少なく、全国展開に  
より発生する弊害の有無について現時点で判断することが困難であるため、  
引き続き検証を行い、平成22年度に再度調査を行った上で全国展開の可否  
を判断することとした。

### （3）指定通所介護事業所に係る基準該当障害福祉サービスについて

介護保険法における指定通所介護事業所を活用した基準該当生活介護、  
基準該当自立訓練及び基準該当児童デイサービス、指定生活介護事業所を  
活用した基準該当児童デイサービス並びに今回全国展開する予定である指定  
小規模多機能型居宅介護事業所を活用した基準該当生活介護については、  
個別支援計画の策定や、サービス管理責任者の配置が義務づけられていない。

しかし、障害者及び障害児がその障害の状態等に応じて、適切なサービス  
を受けられるよう、サービスの質がしっかりと確保されることが重要である。

したがって、これらのサービスの質の向上に向けて、平成22年度以降、  
各都道府県においてサービス管理責任者研修を行う際に、これらの事業所に  
対してサービス管理責任者研修の案内通知を行い、参加を勧奨するなど、  
必要な対応をお願いする（追って通知を出す予定）。

## 13 障害福祉サービス事業所等における適正な運営等について

### （1）感染症の予防対策等について

平成21年春以降、世界中で流行している新型インフルエンザ（A/H1  
N1）については、政府対策本部で定める「基本的対処方針」のもと、その  
対策に総力を挙げて取り組んでいるところであり、都道府県におかれては、  
障害者支援施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、「新型インフルエ  
ンザの発生に対する社会福祉施設の対応について【再更新】」（平成21年10  
月8日付け事務連絡）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携し  
つつ、適切な対応をお願いしたい。

（参考）

- ・ 「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター（集団発生）サーベイランスへの協力について」（平成21年12月14日事務連絡）
- ・ 「新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について（再更新）」（平成21年10月8日事務連絡）
- ・ 新型インフルエンザ対策関連情報  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>



- ・ 新型インフルエンザ対策関連情報（自治体の方々へ）  
[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/info\\_local.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/info_local.html)

また、障害者支援施設等は基礎疾患を有する方々や体力の弱い方々が、多く集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

(参考)

- ・ 「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」  
 （平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・ 「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」  
 （平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・ ノロウイルスに関するQ&A  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>
- ・ 「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」  
 （平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
- ・ 「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」  
 （平成15年7月25日社援基発第0725001号）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・ 「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」  
 （平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

なお、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し、社会福祉施設等に対し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が適切に行われるよう指導をお願いしたい。

## (2) 障害者支援施設等の防災対策等について

### ① 防災対策について

障害者支援施設等の入居者の多くは自力避難が困難な者であることから、都道府県におかれては、次の事項に留意の上、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内の障害者支援施設等に対して指導するとともに、特に指導監査等にあたって重点的な指導を行うようお願いしたい。

ア 火災発生の未然防止

イ 火災発生時の早期通報・連絡

ウ 初期消火対策

エ 夜間防火管理体制

オ 避難対策

カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保

キ 各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

ク 施設所在地の市区町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への通知

ケ 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立

コ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護

サ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

防災対策に万全を期されたい。

(参考)

- ・ 「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」  
(昭和62年9月18日社施第107号)
- ・ 「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」  
(平成10年8月31日社援第2153号)
- ・ 「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」  
(平成11年1月29日社援第212号)

### ② 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、市町村、消防署等関係機関と

の十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的な参画をお願いしたい。

また、障害者支援施設等は、災害時において地域の防災拠点として重要な役割を有していることから、今後とも、震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただきたい。

### (3) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

障害者自立支援給付費負担金の執行に関し、平成21年11月に国会へ提出された平成20年度決算検査報告において、

- ・ 対象経費の実支出額に自立支援給付費の一部を二重に計上する
- ・ 障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の対象経費を含める

等により、本負担金の経理が不当と認められるとの報告がなされたことは、誠に遺憾である。

については、各都道府県におかれては、管内市町村に対して適正な事務処理を指導するなど、本負担金の適正な執行に努められたい。

(参考)

○会計検査院HP：

[http://www.jbaudit.go.jp/report/summary20/pdf/211110\\_futo\\_01.pdf#page=48](http://www.jbaudit.go.jp/report/summary20/pdf/211110_futo_01.pdf#page=48)

また、精神障害者社会復帰施設については、各都道府県の指導監査や決算検査報告等において、一部の施設で精神障害者社会復帰施設等運営費補助金の返還を要する不適切な事務処理が行われていたとの報告がなされるなど、事務処理に問題のある事例が度々見受けられているところである。各都道府県におかれては、管内施設に対する指導監査の一層の強化を図るなど、引き続き本補助金の適切な執行に努められたい。

なお、平成22年度に係る本補助金の執行見込み及び平成22年度以降における新体系サービス移行見込みについて、近日中に作成依頼を发出することとしているので、御了知いただきたい。

### (4) 事務負担軽減策について

障害福祉サービス事業所等の事務については、関係団体から報酬の請求事務等が繁雑であるというご指摘を受け、これまでもサービス提供記録の一括処理を容認する等、事務処理に係る負担軽減の措置を講じてきたところであるが、引き続き事務処理の簡素化に向けた検討を進めることとしている。

については、簡素化すべき事務について、今後、事業者等関係者からご意見伺うこととしているので、各都道府県におかれては、意見集約等のご協力をお願いしたい。

### (5) 社会福祉法人会計基準等について

## ① 社会福祉法人会計基準について

現行の社会福祉法人の会計処理については、法人が行う事業によって社会福祉法人会計基準、就労支援会計処理基準、介護老人保健施設会計・経理準則等、複数種類の会計基準が用いられていることから、会計事務が煩雑となっているとの指摘を受けているところである。

このため、事務処理に係る負担を軽減する観点等から、日本公認会計士協会において、社会福祉法人が行う全ての事業に適用される新たな会計基準（会計基準の一元化）の検討が進められているところであり、現在、各自治体及び事業者団体に対して素案を提示し、ご意見を受け付けているところであり、今後、これらのご意見を基に素案を精査することとしている。

また、今回の会計基準の一元化に向けた見直し作業に並行して、工賃計算の手順等を示している就労支援会計処理基準及び授産会計基準の改廃整理を行うこととしており、この機会を捉えて、就労支援に係る会計処理の簡素化が行えないか、検討を加える予定である。

素案の精査に一定の期間を要するが、新たな会計基準案がまとまり次第、各自治体及び事業者団体等に対しご意見を伺う予定であるので、ご承知おき願いたい。

## ② 会計の区分の取扱い

障害福祉サービス事業所等の会計処理に係る会計の区分については、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）」第41条及び「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）」第55条に基づき、障害福祉サービスの事業毎に会計を区分しなければならないとされているところである。

平成20年障害福祉サービス等経営実態調査の集計作業においては、各事業所等の決算書類を基に収支を分析したところであるが、障害福祉サービス毎の会計の区分が適切に設定されていない事業所等が散見されたところであるので、都道府県におかれては、指定基準に従い、事業所等に対して会計の区分が適切に設定されるよう周知を図られたい。

なお、会計の区分の考え方としては、実態に即した合理的な按分方法によることを基本とするが、多機能型事業所や併設事業所である場合等支出が一体不可分である場合は収入按分とすることで差し支えないので併せて周知願いたい。

## 14 地域移行・障害児支援室（仮称）の新設について

障害児支援策の推進体制の強化等を図るため、厚生労働省組織規則（平成13

年厚生労働省令第1号)等を改正し、平成22年4月1日から、障害福祉課内に「地域移行・障害児支援室(仮称)」を設置する予定である。

具体的な事務分掌については、決まり次第追って連絡することとなるが、室の構成は以下のとおりとなる予定であるので、了知願いたい。

【地域移行・障害児支援室(仮称)】

○地域移行・障害児支援室長

